

工 検 第 6 6 7 号  
令和4年12月27日

富山市電業協会 様

富山市長 藤 井 裕 久  
(公 印 省 略)

再生資源利用（促進）計画の現場掲示に関する対応について（通知）

寒冷の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から市政について格別のご理解をいただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、令和4年9月2日に公布された資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）施行令の一部改正が令和5年1月1日に施行されることにより、再生資源利用（促進）計画を公衆の見えやすい場所に掲げることとなります。

対象となる工事は、令和5年1月1日以降に新たに請負契約を締結する建設工事からとなります。

設計図書における記載について、富山県土木部土木工事共通仕様書に記載されるまでは、特記仕様書に記載することとします。

既に契約手続き中で、令和5年1月1日以降に契約する工事については、契約締結後、速やかに受注者に指示することといたします。

つきましては、この内容を団体内において周知して頂きますようお願い申し上げます。

（記載例）

第〇〇条 再生資源利用（促進）計画の現場掲示

受注者は、法令等に基づき、再生資源利用（促進）計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

（担当）財務部工事検査課 石坂

TEL 076-443-2212（直通）

E-mail koujikensa-01@city.toyama.lg.jp